

新旧対照表（千葉市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領の一部改定）

改 定 前	改 定 後
<p>1～2 （略）</p> <p>3 対象工事 (1) （略） (2) 受注者希望型 モデル工事以外の千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事。ただし、<u>以下に該当する場合は対象外とすることができる。</u> ・工期が著しく短い遠隔臨場に適さない工事など。</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 対象工事 (1) （略） (2) 受注者希望型 モデル工事以外の千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事。ただし、<u>受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は受発注者間で協議し、受発注者共にその効果が期待され、かつ予算の執行状況を踏まえ対応可能な場合は、発注者指定型として試行する。</u> <u>効果が期待されない例</u> 工期が著しく短い遠隔臨場に適さない工事など。</p>
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>5 適用の範囲 (図1 受注者の実施項目) ③段階確認等の実施 ・事前準備 ・遠隔臨場の映像（実施状況）の<u>配信・記録</u></p>	<p>5 適用の範囲 (図1 受注者の実施項目) ③段階確認等の実施 ・事前準備 ・<u>確認実施者が監督職員の場合、遠隔臨場の映像（実施状況）の配信</u> ・<u>確認実施者が現場技術員の場合、遠隔臨場の映像（実施状況）の配信・記録</u></p>
<p>6 準拠する要領等 運用にあたって疑義がある場合は、<u>監督員</u>と協議すること。</p>	<p>6 準拠する要領等 運用にあたって疑義がある場合は、<u>監督職員</u>と協議すること。</p>
<p>7 （略）</p>	<p>7 （略）</p>
<p>8 実施項目 (1) 監督職員による監督の実施項目 本要領を適用した監督職員による監督の実施項目は、「図2 監督職員の実施項目」による。 (2) 検査職員による検査の実施項目 <u>竣工</u>検査時における、本要領を適用した検査職員による検査の実施項目は、「図3 検査員の実施項目」による。</p>	<p>8 実施項目 (1) 監督職員による監督の実施項目 本要領を適用した監督職員による監督の実施項目は、「図2 監督職員の実施項目」による。 <u>※点線は受注者の実施項目を示す</u> (2) 検査職員による検査の実施項目 <u>完成</u>検査時における、本要領を適用した検査職員による検査の実施項目は、「図3 検査員の実施項目」による。</p>

<p>(図3 検査員の実施項目)</p> <p>②段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の授受状況の確認 ・遠隔臨場の状況(実施状況)の確認 <p>9 (略)</p> <p>10 遠隔臨場による段階確認等の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遠隔臨場の実施及び記録と保存 ア～ウ (略)</p> <p>エ 記録と保存</p> <p>受注者は、<u>竣工検査時における検査職員による書面検査のため、「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目について、使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で各1枚以上記録・保存すること。</u></p> <p>11 遠隔臨場の実施に伴う積算費用</p> <p>(1) 発注者指定型(モデル工事)</p> <p>本試行に要する費用は、<u>本市で設定した単価を技術管理費に積上げ計上する。積上げ費用については技術管理課で設定した単価を参照すること。</u></p> <p>なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」とする。</p> <p>また、遠隔臨場を実施する期間は<u>準備期間等、不稼働期間を除いたものとする。</u></p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>本試行に要する費用は、技術管理費に含むものとする。</p>	<p><u>※点線は受注者の実施項目を示す</u></p> <p>(図3 検査員の実施項目)</p> <p>②段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の授受状況の確認 ・<u>確認実施者が監督職員の場合、遠隔臨場の状況(実施状況)の確認は不要</u> ・<u>確認実施者が現場技術員の場合、遠隔臨場の状況(実施状況)の確認</u> <p>9 (略)</p> <p>10 遠隔臨場による段階確認等の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遠隔臨場の実施及び記録と保存 ア～ウ (略)</p> <p>エ 記録と保存</p> <p>受注者は、<u>遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)</u></p> <p>11 遠隔臨場の実施に伴う積算費用</p> <p>(1) 発注者指定型(モデル工事)</p> <p>本試行に要する費用は、<u>受注者から見積を徴収し、試行に要する全額を技術管理費に積上げ計上し設計変更する。但し、受注者が所有するスマートフォンで代用する場合は、機器使用料や通信費等実施に伴う費用は計上しないこととする。</u></p> <p>なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」とする。</p> <p>また、遠隔臨場を実施する期間は<u>準備期間を除いたものとする。</u></p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>本試行に要する費用は、技術管理費に含むものとする。<u>ただし、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は受発注者間で協議し、受発注者共にその効果が期待され、かつ予算の執行状況を踏まえ対応可能な場合は、発注者指定型として試行する。</u></p> <p>(3) 使用する機器をレンタルしない場合の考</p>
--	---

<p>1 2 留意事項等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。</p> <p>・受注者は、～(略)</p> <p>・動画撮影用のカメラ～(略)</p> <p>・受注者は、～(略)</p> <p>・受注者は、～(略)</p> <p>・本要領によりがたい場合は、～(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>1 3 (略)</p> <p>1 4</p> <p>(1) 事故報告義務</p> <p>受注者は、試行に係るデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督員に報告し、その指示に従わなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>え方</p> <p><u>遠隔臨場に使用する機器の手配は基本的にレンタルとし、その賃料を計上することとするが、購入した機器がある場合は、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上することとする。</u></p> <p><u>耐用年数については国税庁ホームページ「耐用年数表」を参照することとするが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。</u></p> <p>1 2 留意事項等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。</p> <p>ア 受注者は、～(略)</p> <p>イ 動画撮影用のカメラ～(略)</p> <p>ウ 受注者は、～(略)</p> <p>エ 受注者は、～(略)</p> <p>オ 本要領によりがたい場合は、～(略)</p> <p>カ <u>遠隔臨場の試行対象工事は、「監督職員が現場に行かなくて良いというものではない。」映像で確認できる材料確認や寸法確認の立会等において遠隔臨場を活用することにより削減された時間を有効に活用し「全体の確認が必要な現場臨場」や「受注者との打ち合わせ」等を充実させ、効率的な監督業務を行うことが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>1 3 (略)</p> <p>1 4</p> <p>(1) 事故報告義務</p> <p>受注者は、試行に係るデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。</p>
--	---

<p>2 この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する工事に適用とする。</p>	<p>2 この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する工事に適用とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、施行日以降、既契約工事においても工事着手前であれば、受発注者間で協議の上、適用できるものとする。</u></p>
--	---

備考 改定箇所は、下線が引かれた部分である。